

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 6月度)

- 1 日 時 令和5年6月1日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時46分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 0名
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者について
- 6 報 告 報告第1号 氷見市農業委員会委員任命予定者について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
5名
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
事務員 川田 安広
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度6月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を宮木委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者について
であります。
また、報告事項として
報告第1号 氷見市農業委員会委員任命予定者について
であります。

□議長 (会長) 本日は、在任委員15名全出席であります。これにより、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下裕委員、道淵委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。

なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**——番で、申請面積は——㎡、地目は登

記、現況ともに田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると、合計——m²となります。

譲受人は、年間150日程度、農作業に従事しております。申請農地は耕作されていない状況で、この度、隣接地所有者である譲受人から譲渡人へ水田として利用するため、買取をしたいとの話があり、まとまったものです。

2件目は、氷見市**——番で、申請面積は——m²、地目は登記、現況ともに田です。

譲渡人 富山市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると、合計——m²となります。

譲受人は、年間210日程度、農作業に従事しております。申請農地は田として利用されている状況で、この度、譲受人から譲渡人へ引き続き水田として利用するため、買取をしたいとの話があり、まとまったものです。

以上の2件であります。今回の案件はいずれも農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件10件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、番号5が第4条申請、残りの9件が第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は——として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも

に畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は使用貸借権設定です。
農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は東京都**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、
現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。
農地区分は第1種農地です。

番号5、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも
に田、現地は——として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を
受けております。

番号6、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、
現況ともに畑、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は使用貸借権設定です。
農地区分は第1種農地です。

番号7、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、——番、申請書において地目
は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

番号8、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号9、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

番号10、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は——として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件10件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報

告を受けます。

(**委員) 先般**月**日、私と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件10件につきまして、番号7から10までの4件は、除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る6件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2、3、5には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、10件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件10件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課(事務局併任職員)より説明)

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は——として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、願出者の亡き父が平成**年に隣接する土地において農地転用の許可を得て自己の住宅を建築した際に誤って願出地にはみ出して建築してしまったことが今般判明したため、違反転用の状態を是正したいからとなっております。

番号2、地区は——です。

願出者は京都府**——番地（氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は——として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は、民宿を営んでいるが、駐車場が不足していたことから、以前から願出地を借りて利用していました。この度、売買の話が出て調べたところ、地目が田であることが判明しました。ほかに民宿の近隣において駐車場として利用できる規模の非農地は存在せず、今回の申請で違反状態を是正し、今後も駐車場敷地として利用していきたいからとなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、私と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり除外はやむを得ないものでであると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようでございますので、異議等がないと認め、第4号議題氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、意見無しと市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者につきまして、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会
は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、

農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないことになっております。

本市の推進委員の定数は19名であり、令和5年7月改選に伴う推進委員の任期は、農業委員会が委嘱した日から令和8年7月19日までの期間であります。

推進委員の推薦及び応募については、募集期間を令和5年4月3日から5月2日までの1ヶ月間とし、各地区から定数どおりの19名の候補者推薦がありました。

候補者数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、氷見市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第7条の規定により農業委員会は、候補者等の選考に当たり氷見市農地利用最適化推進委員候補者等選考委員会の意見を求めるものとなっております。選考委員会を開催しなかった理由としては、候補者数が定数どおりとなっており、候補者全員が刑罰・破産の欠格事項に該当していないこと、かつ農業委員との兼任もできないことの確認が取れており、さらに、候補者全員が地域の信頼も厚く、地域の農地・農業の状況に精通しているといった実績があり、推進委員に相応しい人物として各地区から推薦を受けていることを踏まえれば、令和2年7月改選の前回同様、選考委員会に意見を求める必要性は薄いとの会長の見解が示されたからであります。

また、農業委員会等に関する法律の一部改正により、今回の改選が推進委員3期目となります。候補者19名のうち、現推進委員の方が5名、元推進委員の方が1名と、合わせて6名の経験者となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に、報告事項に移ります。

報告第1号 氷見市農業委員会委員任命予定者についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 氷見市農業委員会委員任命予定者についてにつきまして、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市長は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て、農業委員会委員を任命しなければならないことになっております。

本市の農業委員の定数は15名であり、令和5年7月改選に伴う農業委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

農業委員の推薦及び応募については、募集期間を令和5年4月3日から5月2日までの1ヶ月間とし、各地区や農業団体等から定数どおりの15名の候補者推薦がありました。

候補者数が農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、氷見市農業委員会の委員選任に関する要綱第7条第1項の規定により市長は、候補者等の評価について、氷見市農業委員候補者等評価委員会の意見を求めるものとする事になっております。評価委員会を開催しなかった理由としては、地区間ルールの協議を経て、候補者数が定数どおりとなっており、候補者全員が刑罰・破産の欠格事項に該当していないこと、農業委員の認定農業者過半要件については、15名中8名と過半数に達していること、利害関係を有しない中立的な立場の候補者1名がいること、女性2名が候補者として性別等に偏りがないよう配慮されていることの確認が取れており、さらに、候補者全員が地域の信頼も厚く、地域の農地・農業の状況に精通しているといった実績が評価され、農業委員に相応しい人物として各地区や農業団体等から推薦を受けていることを踏まえれば、令和2年7月改選の前回同様、選考委員会に意見を求める必要性は薄いとの市長の見解が示されたからであります。

また、任命予定者15名のうち、現農業委員の方が2名、元農業委員の方が1名と、合わせて3名の経験者となり、また、現推進委員から農業委員へ転身となる方が2名となっております。

報告は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。
以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会6月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月1日

議 長

署名委員

署名委員